

教育水準に関する評価について（案）

資料5－1

国立大学教育研究評価委員会(第8回)

平成18年1月20日

1. 評価についての考え方

○ 中期目標期間における業務の実績の評価は、中期目標の達成状況の調査・分析の結果を考慮しつつ、機構が行う教育研究の状況の評価結果を尊重し、業務の実績全体について総合的な評定を行うこととされている。その際、教育研究は国立大学法人の事業の根幹をなすものであり、教育研究の状況の評価は、各大学の継続的な質的向上に資するとともに、社会への説明責任を果たすものであることが特に求められる。

それに応えるためには、教育に関する中期目標・計画の達成状況の調査・分析とともに、大学の教育の活動及び成果等の状況が期待される水準をどの程度満たしているかを示す。

○ 大学教育は、学生に広範かつ専門的な知識・技能等を身に付けさせ、その能力を高めることを目的としており、また、卒業生は獲得した能力を有効に活かすことを社会から期待されている。したがって、教育水準に関する評価においては、学生が在学中に身に付けた知識、技能等や卒業後の社会への貢献という教育の成果の視点が重要となる。

しかし、卒業時の能力や卒業後の社会への貢献の状況を客観的かつ短期的に把握することは容易ではなく、成果を生み出す過程である教育活動の状況という視点からの評価によって補うことが必要となる。

このことから、教育水準に関する評価は、教育の成果及び教育の内容・方法等の2つの方向から行い、そこから導き出された結果を教育水準として捉えることが適切である。

○ 各国立大学法人の教育水準は、当該大学の教育の取り組み状況全般に係る主要な傾向や重要な特徴等を記述式で示すことにより評価する。その際、教育の成果や教育内容・方法等が学部・研究科ごとに異なることから、各学部・研究科の教育水準の判定を踏まえることとする。

また、大学全体の評価結果を示す際に、各学部・研究科ごとの教育水準の判定結果を併せて示す。

なお、評価の公平性を確保し、教育の状況や成果を社会に分かりやすい形で示すために、全大学に共通する具体的な項目を設定して、各項目ごとに判定を行う。

2. 学部・研究科の教育水準の判定

(1) 判定方法

① 判定項目

「教育の成果」については、学生が身に付けた知識、技能等の状況、及び卒業（修了）後の進路の状況、の2つの項目を、「教育内容・方法等」については、提供されている教育内容、学習（研究）指導等の教育方法、教育の実施体制、及び学生に対する学習等への支援の状況、の4つの項目を設定する。

項目	内 容
① 学業の成果	学生が身に付けた知識、技能等
② 進路・就職	学生の進路・就職の状況
③ 教育内容	学生に提供している教育の内容、教育課程等
④ 教育方法	学習（研究）指導等教育の方法
⑤ 教育の実施体制	教員組織とF D・研修体制等
⑥ 学生への学習等支援	学習や進路・就職に関する学生への支援の状況

② 判定に必要な資料

教育水準の判定は、各学部・研究科ごとの現状を適切に把握するための「教育活動状況説明書」と、学部・研究科に共通する「基礎資料」に基づいて行う。

i) 教育活動状況説明書

学部・研究科ごとの「教育活動状況説明書」では、教育内容・方法等や成果に係る、①学部・研究科の現況と特徴の説明、②学部・研究科の教育の成果や活動の概要の記述を求める。

なお、②においては、機構で定める6つの判定項目ごとの記述とともに、必要に応じて各項目を通じた特色ある取組等についての記述も併せて求める。

また、教育活動状況説明書には、記載内容の根拠資料等の添付を求める。

ii) 基礎資料

学部・研究科に共通する基礎資料とは、6つの項目ごとの判定に必要とされる資料・データ等である。なお、資料・データ等の収集にあたっては大学情報データベースを積極的に活用する。

③ 訪問調査

判定にあたっては、画面による調査分析を基本とし、必要に応じて実地で調査確認する。

(2) 判定の組織

判定にあたっては、各学問分野の特性を理解できるなど、専門的知識等が必要であることから、学問分野別の判定組織を設ける。

各判定組織は、当該分野に区分される国立大学法人の学部・研究科全てを対象とする。

その組織構成は、当該分野の教育に関する専門的知見や経験を有する専門家、及び大学教育に深い理解を持つ社会各方面の有識者とする。

(3) 判定結果の表し方

判定結果を適切かつ分かりやすく表すために、6つの判定項目それぞれの段階（これまでの評価の経験を踏まえ、4段階で行うことが適當）を示し、それについての解説、その他の特記事項等を記述する。

○ 4段階の場合（イメージ）

A+	期待される水準を大きく上回っている。
A	期待される水準を上回っている。
B	期待される水準にある。
C	期待される水準を下回っている。

3. 大学全体の教育水準に関する評価

大学全体の教育水準は、上記の学部・研究科ごとの水準判定結果を踏まえ、大学全体の取り組み状況全般に係る主要な傾向や重要な特徴等を記述式で示すことにより評価する。

【大学共同利用機関法人について】

大学共同利用機関法人は、研究活動を主たる目的としており、研究活動を通じて他機関の大学院教育への支援を行うものであることから、教育水準の評価の対象とはしない。